

一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

1. 目的

仕事と家庭の両立ができる職場環境を整えるとともに、女性管理者を積極的に登用し、職員が希望する多様な働き方を目指した法人運営を実現するため、下記のとおり行動計画を策定する。

2. 計画期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日

3. 内容

目標① 「管理職(課長級以上)に占める女性割合を40%以上とする。」

対策 「次期役職者対象者となる男女職員をキャリアアップ研修に参加させ、管理者としての知識や経験の習得を図る」

目標② 「有給休暇取得率を80%以上とする。」

対策 「年次有給休暇を計画的に取得するため、年度当初に年次有給休暇取得計画申出書の提出を促すとともに、取得管理を行い、取得率向上を目指す」